

介護・国保・後期高齢者 保険料（税）の特別徴収 （事務処理素案）

現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、
変更が有り得るものである。

目次

第1章 総則	1
1. 目的	2
2. 用語の定義	3
3. 特別徴収に係る事務の概要	6
第2章 年金保険者との情報交換に係る通知の概要	9
1. 通知の種類	10
2. 特別徴収対象者の通知	11
3. 特別徴収（追加）依頼の通知	16
4. 特別徴収（追加）依頼処理結果の通知	19
5. 特別徴収結果の通知	21
6. 特別徴収各種異動の通知及び特別徴収各種異動処理結果の通知	23
参考 各種通知の通知時期	32

第1章 総則

1 . 目的

この事務処理要領は、現在行われている介護保険料の特別徴収に加え、平成20年4月から国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の特別徴収が開始されることに伴い、市町村と年金保険者との間の特別徴収に必要な通知授受（以下「情報交換」という。）に係る事務処理を円滑に行うことを目的として作成したものです。

2 . 用語の定義

用 語	定 義
特 別 徴 収	老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金給付（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする年金保険者に保険料（税）を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料（税）を納入させること。
基 準 日	年金保険者が、老齢等を事由とする年金を受給している65歳以上の者（国保においては65歳以上75歳未満の者）のうち、年金額が18万円以上の者を年金受給者原簿から抽出する際の基準となる厚生労働大臣が定める日のこと。
特別徴収対象者	基準日において、特別徴収の対象となる老齢等年金給付を受けている65歳以上の者（国保においては65歳以上75歳未満の者）のうち、年金額が18万円以上の者のこと。
特別徴収対象被保険者	年金保険者が市町村に通知した特別徴収対象者のうち、特別徴収の方法により保険料（税）を徴収することが適当であると市町村が認めた者のこと。
適 用 除 外	<p>障害者支援施設に入所している者その他特別な理由がある者で介護保険法施行規則第170条で定める者は、介護保険の被保険者としなないこと。（介護）</p> <p>生活保護法による保護を受けている世帯に属する者その他特別な理由がある者で厚生労働省令で定める者は、後期高齢者医療制度の被保険者としなないこと。（後期高齢）</p> <p>他の保険者に属する者、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者、国民健康保険組合の被保険者その他特別な理由がある者で厚生労働省令で定めるもの（国保）</p>
特別事情	災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料（税）を徴収することが著しく困難であると認める者及び特別徴収対象者の通知に係る被保険者が少ないことその他の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

住所地特例	住所地特例対象施設に入所等をするため、現住所地市町村の区域外（後期高齢は広域連合の区域外）にある当該施設の所在地に住所を変更した場合においても、変更前の住所地市町村（後期高齢は広域連合）の被保険者となること。
年金保険者	公的年金保険者のうち、社会保険庁長官（旧農林漁業団職員共済組合を含む。）国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団のこと。
各共済組合	国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団のこと。
市町村	普通地方公共団体たる市町村及び特別地方公共団体たる特別区のこと。
広域連合	特別地方公共団体たる広域連合のこと。
年次	情報交換のうち年1回のサイクルで行うものこと。 具体的には、年金保険者から市町村への特別徴収対象者の通知、市町村から年金保険者への特別徴収依頼の通知及び年金保険者から市町村への特別徴収依頼処理結果の通知がこれに該当する。
定期	情報交換のうち年金の定期支払月（偶数月）の翌月に行う特別徴収結果の通知のこと。
月次	情報交換のうち、月1回のサイクルで行うものこと。 具体的には、市町村から年金保険者への特別徴収各種異動の通知及び年金保険者から市町村への特別徴収各種異動処理結果の通知がこれに該当する。（月次捕捉による特別徴収追加候補者の通知等を含む。）
支払回数割保険料(税)額	特別徴収の方法により徴収する保険料（税）額から、当該年の4月1日から9月30日までの間に徴収される保険料（税）額の合計額を控除して得た額を、当該年の10月1日から翌年3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額のこと。
仮徴収	当該年の4月1日から9月30日までの間に支払われる特別徴収の対象となる年金給付から保険料（税）を徴収すること。

1 / 2 判定	介護の支払回数割保険料額と国保の支払回数割保険料(税)額又は介護の支払回数割保険料額と後期高齢の支払回数割保険料額の合算額が、特別徴収対象年金給付を支払の回数で除して得た額の1 / 2を超えた場合、後期高齢又は国保の保険料(税)を普通徴収の方法によって徴収すること。
仮徴収額	当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収の対象となる年金給付の支払に係る支払回数割保険料(税)額のこと。
介護原簿	年金保険者が管理する、介護保険に関する年金受給者の情報が収録された原簿のこと。
国保原簿	年金保険者が管理する、国民健康保険に関する年金受給者の情報が収録された原簿のこと。
高齢者原簿	年金保険者が管理する、後期高齢者医療に関する年金受給者の情報が収録された原簿のこと。
介護被保険者台帳・ 保険料納付原簿	市町村が管理する、介護保険の被保険者に関する情報が収録された原簿のこと。
国保被保険者台帳・ 保険料(税)納付原簿	市町村が管理する、国民健康保険の被保険者に関する情報が収録された原簿のこと。
後期高齢被保険者台帳・ 保険料納付原簿	市町村が管理する、後期高齢者医療の被保険者に関する情報が収録された原簿のこと。
経由機関	年金保険者との情報交換の際、事務の効率化の観点から経由させる機関。具体的には、年金保険者 国保中央会 国保連合会 市町村又は市町村 国保連合会 国保中央会 年金保険者

3 . 特別徴収に係る事務の概要

(1) 情報交換の概要

市町村は、年金保険者から通知された特別徴収対象者（特別徴収追加候補者）情報に基づいて決定した、特別徴収対象被保険者及び支払回数割保険料（税）額等を年金保険者に通知し、介護、国保、後期高齢の保険料（税）の年金からの特別徴収を依頼します。

年金保険者は、市町村からの依頼に基づき特別徴収処理を行い、当該処理結果を市町村に通知します。また、徴収した介護、国保、後期高齢の保険料（税）を市町村に納入します。

(2) 年金保険者における情報交換に係る事務の概要

市町村は、年金保険者に介護、国保、後期高齢の保険料（税）を特別徴収させるため、年金保険者との間において経由機関を通じて情報交換を行います。

なお、年金保険者における情報交換に係る事務の概要は次のとおり。

年金保険者 経由機関 市町村

年金保険者から市町村への特別徴収に係る通知については、各年金保険者からの情報を経由機関において市町村ごとに分割し、各市町村へ通知します。

市町村 経由機関 年金保険者

市町村から年金保険者への特別徴収に係る通知については、市町村が作成した特別徴収依頼情報を、経由機関において集約し、年金保険者へ通知します。

なお、各年金保険者において、市町村からの通知に基づき所要の処理を行います。

(3) 各種通知の概要

年次（月次捕捉の追加候補者に係る通知）

特別徴収対象者又は特別徴収追加候補者の通知

（年金保険者 経由機関 市町村）

年金保険者は、当該年の4月1日を基準日とし、年金受給者原簿から特別徴収対象者を抽出し、当該情報を経由機関を通じて当該年の5月31日までに市町村へ通知します。

また、6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、2月1日を基準日とし、年金受給者原簿から特別徴収の対象となる追加候補者を抽出し、当該情報を基準日の属する月の翌々月の10日までに経由機関を通じて市町村に通知します。

特別徴収依頼又は特別徴収追加依頼の通知

（市町村 経由機関 年金保険者）

市町村は、年金保険者から通知された特別徴収対象者情報又は特別徴収追加候補者情報を基に、特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る保険料（税）額の決定をし、当該情報を当該年の7月27日（特別徴収追加候補者情報が通知された場合にあっては、年金保険者から通知された月の翌々月の20日）までに経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

また、年金保険者から通知された対象者のうち特別徴収依頼を行わない者についてもその旨を通知します。

特別徴収依頼処理結果又は特別徴収追加依頼処理結果の通知

（年金保険者 経由機関 市町村）

年金保険者は、市町村から通知された特別徴収依頼又は特別徴収追加依頼情報を基に介護・国保・高齢者原簿を創成（更新）し、当該処理結果の情報を当該年の9月30日（特別徴収追加依頼情報が通知された場合にあっては市町村から通知された月の翌々月の10日）までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

定期

特別徴収結果の通知（年金保険者 経由機関 市町村）

年金保険者は、年金の定期支払月において、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報に基づき特別徴収処理を行い、徴収した保険料（税）を年金の定期支払月の翌月10日までに市町村へ納入します。

また、当該処理結果の情報についても、年金の定期支払月の翌月10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

徴収した保険料（税）は、直接市町村へ納入します。

月次

特別徴収各種異動の通知（市町村 経由機関 年金保険者）

市町村は、特別徴収対象被保険者が死亡・転出により被保険者資格を喪失した場合、特別事情により特別徴収を中止する場合、仮徴収額を変更する場合及び住所地特例の該当・不該当となった場合には、当該情報を毎月20日までに経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

特別徴収各種異動処理結果の通知（年金保険者 経由機関 市町村）

年金保険者は、市町村から通知された特別徴収各種異動情報に基づき処理を行い、当該処理結果の情報を処理月の翌月（特別徴収各種異動の通知が行われた月の翌々月）10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

通知日が行政機関の閉庁日の場合は、当該閉庁日の前日となります。

【参考：月次通知に係る処理サイクル（資格喪失等の処理の場合）】

（例1：通知月が偶数月の場合）

	通知月	特別徴収 中止処理月	特別徴収が中止され た年金の支払月
依頼通知 （市町村 年金保険者）	6月20日まで		
年金保険者における処理		7月下旬	
処理結果の通知 （年金保険者 市町村）	8月10日まで		8月

（例2：通知月が奇数月の場合）

	通知月	特別徴収 中止処理月	特別徴収が中止され た年金の支払月
依頼通知 （市町村 年金保険者）	7月20日まで		
年金保険者における処理		8月下旬	
処理結果の通知 （年金保険者 市町村）	9月10日まで		10月

第2章 年金保険者との情報交換に 係る通知の概要

1. 通知の種類

市町村と年金保険者との情報交換は、次の表に示す通知により行われます。

【通知の種類】

項番	サイクル	通知の種類		送付先	
1	年次	特別徴収対象者の通知		年金保険者 経由 市町村	
2		特別徴収依頼の通知		市町村 経由 年金保険者	
3		特別徴収依頼処理結果の通知		年金保険者 経由 市町村	
4	定期	特別徴収結果の通知		年金保険者 経由 市町村	
5	月次	特別徴収各種異動の通知	特別徴収追加依頼の通知	市町村 経由 年金保険者	
6			資格喪失等の通知		
7			仮徴収額変更の通知		
8			住所地特例該当者の通知		
9		特別徴収各種異動処理結果の通知	特別徴収追加候補者の通知		年金保険者 経由 市町村
10			特別徴収追加依頼処理結果の通知		
11			資格喪失等処理結果の通知		
12			仮徴収額変更処理結果の通知		
13	住所地特例該当者処理結果の通知				

2. 特別徴収対象者の通知（年金保険者 経由機関 市町村）

年金保険者は、当該年の4月1日を基準日とし、年金受給者原簿から特別徴収の対象となる者を抽出し、当該情報を当該年の5月31日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

なお、特別徴収追加候補者の通知においては、6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、2月1日を基準日とし、その翌々月の10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

(1) 特別徴収対象者の抽出

年金保険者は、当該年の4月1日（基準日）において、65歳以上（国保においては65歳以上75歳未満）であって、年金額18万円以上*の次の（3）の年金の支払を受けている者を抽出します。

* 1つの年金において18万円以上であること。
（年金種別による優先は、（3）にて後述。）

(2) 特別徴収追加候補者の通知

年金保険者は当該年の6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、2月1日を基準日とし、その間に年金額18万円以上の年金を受給している（することとなった）者のうち次のいずれかに該当するに至った者を抽出します。

イ) 介護保険

老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった65歳以上の者

当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち65歳に達した者（65歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限る。）

当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った65歳以上の者

ロ) 国民健康保険

老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった65歳以上75歳未満の者

当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち65歳に達した者（65歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者

に限る。)

当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った65歳以上75歳未満の者

八) 後期高齢者医療制度

老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった65歳以上の者

当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち65歳及び75歳に達した者(65歳及び75歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限る。)

当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った65歳以上の者

(3) 特別徴収の対象となる年金

特別徴収の対象となる老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金(以下「特別徴収対象年金給付」という。)は次のとおりです。

国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法付則第9条の3第1項による老齢年金

昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金及び遺族厚生年金

昭和60年国民年金改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金

国家公務員共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号。以下「昭和60年国共済法等改正法」という。)第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「旧国共済法」という。)並びに昭和60年国共済法等改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年地共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）並びに昭和60年地共済法等改正法第2条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による障害共済年金及び遺族共済年金

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

船員保険法による障害年金及び遺族年金

昭和60年国民年金等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金

移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下「平成13年厚生農林統合法」という。）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

移行農林年金（平成13年厚生農林統合法附則第16条第6項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

なお、同一の特別徴収対象被保険者について、2つ以上の年金を受給中の場合は、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付について保険料（税）を徴収します。優先順位については【年金保険者による優先】を第1順位、【年金種別による優先】を第2順位とします。

1. 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
2. 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
3. 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
4. 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年改

正法」という。)附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)

5. 国民年金法による障害基礎年金
6. 厚生年金保険法による障害厚生年金
7. 船員保険法による障害年金
8. 旧国民年金法による障害年金
9. 旧厚生年金保険法による障害年金
10. 旧船員保険法による障害年金
11. 国家公務員共済組合法による障害共済年金(平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
12. 旧国共済法による障害年金(平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
13. 国民年金法による遺族基礎年金
14. 厚生年金保険法による遺族厚生年金
15. 船員保険法による遺族年金
16. 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
17. 旧船員保険法による遺族年金
18. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金(平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
19. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金(平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
20. 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(第4号に掲げる場合を除く。)
21. 国家公務員共済組合法による障害共済年金(第11号に掲げる場合を除く。)
22. 旧国共済法による障害年金(第12号に掲げる場合を除く。)
23. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金(第18号に掲げる場合を除く。)
24. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金(第19号に掲げる場合を除く。)
25. 移行農林年金退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
26. 移行農林共済年金のうち障害共済年金
27. 移行農林年金のうち障害年金
28. 移行農林共済年金のうち遺族共済年金
29. 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
30. 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

31. 私立学校教職員共済法による障害共済年金
32. 旧私学共済法による障害年金
33. 私立学校教職員共済法による遺族共済年金
34. 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
35. 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
36. 地方公務員等共済組合法による障害共済年金
37. 旧地共済法による障害年金
38. 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金
39. 旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

【参考1】特別徴収対象者の抽出について

前年度において特別徴収されなかった者又は転出・特別事情該当等により特別徴収が中止となった者については、当該年度における基準日での特別徴収対象者の抽出は新規者として行われます。

一方、前年度において特別徴収対象被保険者であった者については、当該年度における基準日での特別徴収対象者の抽出は継続者として行います。

したがって、前年度において特別徴収対象被保険者が住所地特例に該当し、市町村から年金保険者へ住所地特例該当者の通知を行い、当該被保険者が年金保険者へ住所変更を行った場合についても、特別徴収が継続されているため、引き続き従前の市町村へ特別徴収対象者の通知を行います。

【参考2】社会保険庁と各共済組合（地方公務員共済組合を除く。）との情報交換

社会保険庁は、各共済組合が抽出した特別徴収対象者（追加候補者）と社会保険業務センターが抽出した特別徴収対象者（追加候補者）を同センターにおいて取りまとめ、上記「(3)特別徴収の対象となる年金」の順に従い、1つの特別徴収対象年金給付を選定し、経路機関を通じて市町村へ通知します。

【参考3】地方公務員共済組合連合会と市町村との情報交換

特別徴収対象者に係る特別徴収対象年金給付が「(3)特別徴収の対象となる年金」の35、36、37、38、39に係る退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害共済年金、障害年金、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金の場合の地方公務員共済組合と市町村との情報交換は、地方公務員共済組合連合会を経由したうえで、経路機関を通じて市町村へ通知します。

3. 特別徴収（追加）依頼の通知（市町村 経由機関 年金保険者）

市町村は、年金保険者から通知された特別徴収対象者（又は特別徴収追加候補者）情報を基に特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る支払回数割保険料（税）額を決定し、当該情報を当該年の7月27日（特別徴収追加候補者にあつては情報が通知された月の翌々月の20日）まで に、年金保険者へ通知します。

(1) 特別徴収対象被保険者の特定

市町村は市町村が管理する被保険者台帳・保険料（税）納付原簿と年金保険者から通知された特別徴収対象者情報（又は特別徴収追加候補者情報）を突合し、特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る支払回数割保険料（税）額を決定します。

(2) 特別徴収依頼の通知（特別徴収追加依頼の通知）

市町村は、経由機関を通じて、特別徴収依頼情報（又は特別徴収追加依頼情報）を当該年の7月27日（特別徴収追加候補者にあつては情報が通知された月の翌々月の20日）まで に、年金保険者へ通知します。

現行の介護保険における社会保険庁への通知期日を記載したものであり、20年4月以降に関しては変更の可能性のあるものです。

【月次捕捉における通知時期】 現行介護保険における社会保険庁スケジュール

対象者	年金保険者 市町村 （追加候補者情報）	市町村 年金保険者 （徴収依頼情報）	年金からの 特別徴収開始月
6月捕捉	8月10日まで	10月20日まで （2月20日まで）	12月 （4月）
8月捕捉	10月10日まで	12月20日まで （2月20日まで）	2月 （4月）
10月捕捉	12月10日まで	2月20日まで	4月
12月捕捉	2月10日まで	4月20日まで	6月
2月捕捉	4月10日まで	6月20日まで	8月

* 6月、8月の捕捉対象者は、市町村の判断で特別徴収の開始時期を選択可能。（市町村単位）ただし、同一時期の通知に係る介護、国保及び後期高齢の特別徴収開始時期は同時期とする。（開始時期を4月とする場合は、カッコ内スケジュールとなる。）

(3) 留意事項

市町村において、市町村が管理する被保険者台帳・保険料（税）納付原簿と年金保険者から通知された特別徴収対象者情報（又は特別徴収追加候補者情報）とを突合した結果、特別徴収の対象外と判断した者（国保・後期高齢においては、介護保険料との合算額が対象年金額の1/2を超える場合を含む。）及び本人特定が行えなかった者についても、特別徴収を行わない旨を年金保険者に通知します。

特別徴収追加依頼は、年金保険者から追加候補者情報が市町村に通知された月の翌月から可能となります。（6月捕捉の者が8月10日に通知された場合、8月20日に依頼を行うことはできません。）

6月捕捉、8月捕捉の対象者に係る特別徴収追加依頼については、市町村の判断により特別徴収の開始月を4月（10月捕捉者と合わせて2月20日までに依頼）まで市町村にて待機することを可能としています。ただし、6月捕捉者の開始月を2月にすることはできません。

また、6月、8月捕捉者を4月まで延期する場合は、介護・国保・後期高齢の全制度を延期することとし、かつ、全ての対象者が延期されることとなります。（介護のみ延期や、一部の者のみ延期することはできません。）

市町村において特別徴収対象被保険者として特定した者については、各種金額欄の「金額1」、「金額2」を次のように設定してください。

なお、当該年度の支払回数割保険料（税）額に端数調整が生じない場合は、「金額1」、「金額2」に同じ金額を設定してください。

【「各種金額」欄の設定内容 年次の特別徴収依頼通知の場合】

各種金額欄	設定内容
金額1	端数金額を合算した支払回数割保険料（税）額 （10月の年金定期支払時に特別徴収する額）
金額2	定額の支払回数割保険料（税）額 （12月以降の年金定期支払時に特別徴収する額）

市町村において特別徴収追加対象被保険者として特定した者については、各種金額欄の「金額1」に支払回数割保険料（税）額の見込額を算定のうえ設定してください。

なお「金額2」には初期値（全桁0）を設定してください。

【「各種金額」欄の設定内容 特別徴収追加依頼通知の場合】

各種金額欄	設定内容
金額 1	定額の支払回数割保険料（税）額の見込額
金額 2	初期値を設定（全桁 0）

【注 1】

各種金額欄の「金額 1」に「0 円」を設定した場合、当該年度の 10 月から次年度の 8 月までの間については特別徴収が行われないのでご注意ください。

また、支払回数割保険料（税）額欄すべてが 100 円未満である場合、10 月の年金定期支払月の特別徴収において合算することとされており、各種金額欄の「金額 1」に合算後の額、「金額 2」に「0 円」を設定した場合には、当該年度の 12 月から次年度の 8 月までの間については特別徴収が行われないのでご注意ください。（なお、10 月については「金額 1」に設定された額を特別徴収します。）

【注 2】

前年度から引き続き仮徴収（4 月、6 月、8 月）が行われており、かつ、特別徴収対象者の通知に収録されていた者で仮徴収期間中に特別徴収各種異動の通知により特別徴収中止となった者については、特別徴収依頼の通知により 10 月以降の特別徴収の依頼を行うことが可能です。

4. 特別徴収（追加）依頼処理結果の通知（年金保険者 経由機関 市町村）

年金保険者は、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報を基に介護原簿・国保原簿・高齢者原簿をそれぞれ創成（更新）し、当該処理結果情報を当該年の9月30日（特別徴収追加依頼情報が通知された場合にあっては通知された月の翌々月の10日）までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

(1) 介護原簿・国保原簿・高齢者原簿の創成（更新）

年金保険者は、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報を基に介護原簿・国保原簿・高齢者原簿を創成（更新）します。

(2) 特別徴収依頼処理結果の通知

年金保険者は、特別徴収依頼処理結果情報として当該年の9月30日（特別徴収追加依頼処理結果情報にあっては、特別徴収追加依頼情報が通知された月の翌々月の10日）までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

(3) 留意事項

年金保険者は、経由機関を通じて市町村から通知された者全員に係る処理結果を通知します。なお、対象者は次のいずれかに区分されます。

(ア) 特別徴収対象被保険者として受理された者

(イ) 特別徴収非対象者として受理された者

(ウ) 特別徴収依頼の通知の該当者で、年金給付の状態が失権、差止、支払年金額不足のいずれかにある者

(エ) 特別徴収依頼の通知において突合エラーが発生した者

支払年金額不足の場合は以下の通りとなる。

A) 当該支払年金が介護保険料と国保保険料（税）の合算額又は介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額には不足するが、介護保険料のみであれば不足しない場合は、介護保険料に係る処理結果は（ア）となり、国保保険料（税）又は後期高齢者医療保険料に係る処理結果は（ウ）となる。

B) 当該支払年金が介護保険料と国保保険料（税）の合算額又は介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額に不足し、介護保険料のみにも不足する場合は、介護保険料に係る処理結果は（ウ）、国保保険料（税）又は後期高齢者医療保険料に係る処理結果も（ウ）となる。

なお、当該支払年金が減額されたものの、介護保険料と国保保険料（税）の合算額又は介護保険料と後期高齢者医療保険料との合算額を徴収できる

場合であって、支払年金額の1/2を超えることとなった場合は、介護保険料に係る処理結果は(ア)、国保保険料(税)又は後期高齢者医療保険料に係る処理結果も(ア)となり、特別徴収の対象者となる。

特別徴収依頼処理結果の通知の「処理結果」欄の設定について

年金保険者は、市町村が作成した情報に対して、「処理結果」欄に次のコードを設定します。なお、「処理結果コード」が「00」以外の場合は、当該年度の10月から次年度の8月までの間について特別徴収が行えないことから特別徴収結果の通知は行われません。

市町村が特別徴収非対象者として通知した者については、年金保険者から「処理結果コード」が「00」で通知された場合についても、特別徴収は行われません。

【「処理結果」欄の設定内容】

	内容		コード
特別徴収対象被保険者 又は特別徴収非対象者 として受理された者	正 常		「 0 0 」
年金給付の状態が失権、 差止、支払年金額不足の いずれかに該当する者	失権	失権	「 0 1 」
		裁定取消	
	差止	差止	「 0 2 」
	支払年金 額不足	支払保留	「 0 3 」
担保設定			
その他の年金諸変更			
特別徴収依頼の通知に おいて突合エラーが発 生した者	1レコード内単項目エラー		「 5 0 」
	相関エラー		「 5 1 」
	原簿突合エラー		「 5 2 」

5. 特別徴収結果の通知（年金保険者 経由機関 市町村）

年金保険者は、年金の定期支払月において、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報に基づき特別徴収処理を行い、徴収した保険料（税）を年金定期支払月の翌月10日までに市町村へ納入（指定口座へ入金）します。

また、当該処理結果情報についても、年金定期支払月の翌月10日までに、経由機関を通じて市町村へ通知します。

(1) 特別徴収処理

年金保険者は、年金定期支払月において、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報を基に、特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険料（税）額を特別徴収の方法により徴収します。

また、徴収した保険料（税）は、年金保険者が個々に年金定期支払月の翌月10日までに、市町村へ納入（指定口座へ入金）します。

(2) 特別徴収結果の通知

年金保険者は、年金定期支払月の翌月10日までに、特別徴収結果情報として、経由機関を通じて、市町村へ通知します。

(3) 留意事項

特別徴収結果の通知の「各種区分」欄の設定について

年金保険者は、各制度の特別徴収結果の通知において、「各種区分」欄に次のコードを設定します。

なお「各種区分」欄のコードが「00」以外の場合は当該通知の対象となる年金定期支払月から特別徴収は中止となり、次回以降の特別徴収結果の通知は行われません。ただし、国保又は後期高齢の特別徴収結果の通知のみが「00」以外となり、介護特別徴収結果は「00」であるときは、次回以降も介護の特別徴収結果の通知は継続します。

【「各種区分」欄の設定内容】

	内容	コード
年金の定期支払の際、保険料を差し引いた者	正常	「00」
年金の定期支払の際、保険料を差し引けなかった者	失権	「01」
	差止	「02」
	支払年金額不足	「03」

特別徴収結果情報に収録される通知について

特別徴収結果情報には、各制度に係る「特別徴収結果の通知」のほかに各制度に係る「特別徴収各種異動処理結果の通知」（「特別徴収追加候補者の通知」、「特別徴収追加依頼処理結果の通知」、「資格喪失等処理結果の通知」、「仮徴収額変更処理結果の通知」及び「住所地特例該当者処理結果の通知」）が収録されます。

ただし、特別徴収結果の通知は、年金定期支払月の翌月のみの収録となります。

6. 特別徴収各種異動の通知（市町村 経由機関 年金保険者）及び

特別徴収各種異動処理結果の通知（年金保険者 経由機関 市町村）

市町村は、特別徴収対象被保険者が死亡・転出により被保険者資格を喪失等した場合、特別事情により特別徴収を中止する場合、仮徴収額を変更する場合及び住所地特例の該当・非該当となった場合には、当該情報を毎月20日までに年金保険者へ通知します。

(1) 特別徴収各種異動の通知

特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失等した場合、市町村は、経由機関を通じて、特別徴収各種異動情報を毎月20日までに年金保険者へ通知します。
なお、特別徴収各種異動情報の種類については次の通りです。

資格喪失等の通知

各制度の特別徴収対象被保険者が次の事由に該当したことにより、当該被保険者に係る特別徴収を中止する場合に通知します。

イ) 介護保険

- ・ 他市町村への転出・死亡の場合（資格喪失）
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度中において減額とされた場合
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度において増額をされた場合において、支払回数割保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について、普通徴収の方法により徴収することが適当と市町村が認めた場合
- ・ 以下の事由により、適用除外の対象となる場合
 - (1) 障害者自立支援法第19条第1項の規定による支給決定及び同法第5条第11項に規定する施設入所支援を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設に入所している身体障害者であること
 - (2) 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所している身体障害者であること
 - (3) 介護保険法施行規則第170条第2号に掲げる施設に入所又は入院していること
- ・ 災害等により特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でない

市町村が認めた場合

ロ) 国民健康保険

- ・ 他市町村への転出・死亡・国民健康保険法第6条の適用除外に該当する場合（資格喪失）
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料（税）額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度中において減額とされた場合
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料（税）額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度において増額をされた場合において、支払回数割保険料（税）額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について、普通徴収の方法により徴収することが適当と市町村が認めた場合
- ・ 以下の事由により、介護保険の適用除外の対象となる場合
 - (1) 障害者自立支援法第19条第1項の規定による支給決定及び同法第5条第11項に規定する施設入所支援を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設に入所している身体障害者であること
 - (2) 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所している身体障害者であること
 - (3) 介護保険法施行規則第170条第2号に掲げる施設に入所又は入院していること
- ・ 国民健康保険法第116条の2に該当する場合（住所地特例）であって、介護保険の住所地特例の対象とならない場合
- ・ 災害等により特別徴収の方法により保険料（税）を徴収することが適当でないと市町村が認めた場合

ハ) 後期高齢者医療制度

- ・ 他都道府県への転出・死亡・高齢者の医療の確保に関する法律第51条の適用除外に該当する場合（資格喪失）
- ・ 広域連合の区域内において、市町村の区域を越える住所の異動をした場合（徴収市町村変更）
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度中において減額とされた場合
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度において増額をされた場合において、支払回数割保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した

額の全部について、普通徴収の方法により徴収することが適当と市町村が認めた場合

- ・ 以下の事由により、介護保険の適用除外の対象となる場合
 - (1) 障害者自立支援法第19条第1項の規定による支給決定及び同法第5条第11項に規定する施設入所支援を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設に入所している身体障害者であること
 - (2) 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所している身体障害者であること
 - (3) 介護保険法施行規則第170条第2号に掲げる施設に入所又は入院していること
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条に該当する場合（住所地特例）であって、介護保険の住所地特例の対象とならない場合
- ・ 災害等により特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないと市町村が認めた場合

仮徴収額変更の通知

各制度の当該年度の6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料(税)額(当該年度の前年度の最後に徴収された支払回数割保険料(税)額と同額)が適当でないと市町村が認め、6月又は8月の年金定期支払月に特別徴収する支払回数割保険料(税)額を変更する場合に通知します。

仮徴収額変更の際は、1/2判定は行いません。

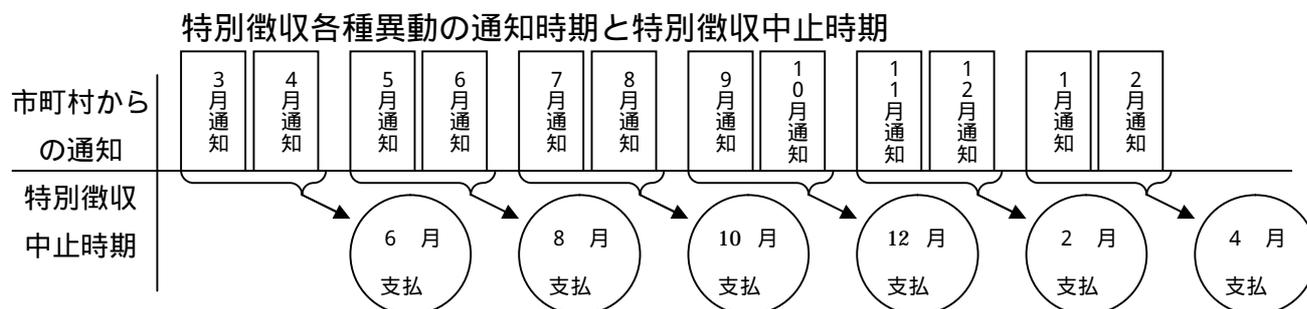
住所地特例該当者の通知

特別徴収対象被保険者が住所地特例の適用を受ける被保険者に該当した場合に通知します。ただし、国保又は後期高齢において住所地特例の適用を受けるものの、介護保険の資格喪失等に該当する場合には、国保又は後期高齢も資格喪失等の通知を行います。

(2) 特別徴収各種異動処理結果の通知

年金保険者は、各種異動情報の処理結果を特別徴収結果情報として経由機関を通じ、市町村へ通知します。

(3) 留意事項



【注】
 7月の特別徴収各種異動の通知（7月20日提出期限）については、当該年度の特別徴収依頼（年次処理、10月定期支払より有効）の情報を基に異動通知を作成する必要がありますのでご注意ください。

仮徴収額変更の通知の「各種金額」欄の設定について

仮徴収額を変更する場合は、各種金額欄の「金額1」「金額2」を次のように設定してください。

【「各種金額」欄の設定内容】

各種金額欄	設定内容
金額1	変更後の仮徴収額
金額2	全桁「0」

また、年金の6月定期支払と8月定期支払における仮徴収額を同額で変更する場合は4月に、8月定期支払における仮徴収額を変更する場合は5月又は6月に仮徴収額変更の通知を提出してください。

なお、6月定期支払と8月定期支払の仮徴収額をそれぞれ別額で変更する必要がある場合は、仮徴収額変更の通知を2回行う必要があります（4月に一回、5月又は6月に一回）。

同一制度における同一者に対し、5月、6月ともに仮徴収額変更の通知が提出された場合は、6月の仮徴収額変更の通知を基に処理します。

	事例	通知時期
例1	8月定期支払のみ変更する場合 （年金定期支払1回分を変更）	5月又は6月に仮徴収額変更の通知を行う。

例 2	6 月、8 月の年金定期支払分を変更する場合 (定期支払 2 回分を同額で変更)	4 月に仮徴収額変更の通知を行う。
例 3	6 月、8 月の年金定期支払分を変更する場合 (定期支払 2 回分を別額で変更)	4 月と、5 月又は 6 月に仮徴収額変更の通知を行う。(2 回)

【注意 1】

「金額 1」を「0 円」と設定した場合、特別徴収の中止の扱いとし当該通知の処理後の特別徴収は行わないこととなりますので注意してください。

また、仮徴収額変更処理結果の通知の「処理結果」欄には「50 (1 レコード内単項目エラー)」を設定し、市町村に送付します。

【注意 2】

仮徴収額変更の通知において、「金額 1」に「0 円」を設定し、8 月の定期支払月までの特別徴収が中止となった者で、かつ、当該年度において特別徴収対象者の通知が行われた者については、特別徴収依頼の通知により 10 月の年金定期支払月からの特別徴収を依頼することは可能です。

住所地特例該当者の通知の「市町村コード」欄等の設定について

住所地特例該当者となった場合でも特別徴収の保険者(市町村)は変わらないため、「市町村コード」欄には、引き続き従前の市町村コードを設定してください。

また、「住所」欄については、情報交換キー(本人特定キー)としているため、住所地特例該当者となった場合でも年金保険者が収録した住所をそのまま設定してください。

なお、住所地特例該当者に関する年金保険者からの通知についても、引き続き従前の市町村に行います。(「資格喪失等の通知」等により特別徴収が中止されない限り、翌年度以降の特別徴収対象者の情報についても従前の市町村に通知することとなります。)

年金保険者が保有する各制度の原簿の状態と各制度の特別徴収各種異動の通知に係る処理との関係

資格喪失等の通知の場合

原簿の状態	処理	事例
特別徴収継続中	正常処理	ア、ウ
特別徴収中止済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	イ
資格喪失済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	エ

【事例】

- (ア)原簿上は特別徴収継続中の状態で、市町村から資格喪失等の通知が提出された場合は、当該通知に基づき処理を行います。
- (イ)年金保険者において特別徴収中止事由（失権、差止等）が発生し、既に市町村へ特別徴収中止の旨の通知を行っている状態で、市町村から資格喪失等の通知が提出された場合は、エラーとして処理されます。
- (ウ)資格喪失等の通知が年金保険者における特別徴収中止事由の発生と同時期に提出された場合（原簿上は特別徴収継続中）は、当該通知に基づき処理を行い、資格喪失等処理結果の通知に処理結果を収録しますが、特別徴収結果の通知には中止情報は収録しません。
- (エ)年金保険者において市町村からの資格喪失等の通知に基づき資格喪失処理を行った後、再度市町村から資格喪失等の通知が提出された場合は、当該通知はエラーとして処理されます。

仮徴収額変更の通知の場合

原簿の状態	処理	事例
特別徴収継続中	正常処理	ア、ウ
特別徴収中止済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	イ
資格喪失済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	エ

【事例】

- (ア) 原簿上は特別徴収継続中の状態で、市町村から仮徴収額変更の通知が提出された場合は、当該通知に基づき処理を行います。
- (イ) 年金保険者において特別徴収中止事由(失権、差止等)が発生し、既に市町村へ特別徴収中止の旨の通知を行っている状態で、市町村から仮徴収額変更の通知が提出された場合は、エラーとして処理されます。
- (ウ) 仮徴収額変更の通知が年金保険者における特別徴収中止事由の発生と同時期に提出された場合(原簿上は特別徴収継続中)は、当該通知に基づき処理を行い、仮徴収額変更処理結果の通知に処理結果を収録します。
また、特別徴収結果の通知に中止情報を収録します。
- (エ) 年金保険者において市町村からの資格喪失等の通知に基づき資格喪失処理を行った後、市町村から仮徴収額変更の通知が提出された場合は、当該通知はエラーとして処理されます。

住所地特例該当者の通知の場合

原簿の状態	処理	事例
特別徴収継続中	正常処理	ア、ウ
特別徴収中止済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	イ
資格喪失済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	エ
特別徴収継続中 (住所地特例該当)	処理結果コードにエラーコードを設定	オ

【事例】

- (ア) 原簿上は特別徴収継続中の状態で、市町村から住所地特例該当者の通知が提出された場合は、当該通知に基づき処理を行います。
- (イ) 年金保険者において特別徴収中止事由（失権、差止等）が発生し、既に市町村へ特別徴収中止の旨の通知を行っている状態で、市町村から住所地特例該当者の通知が提出された場合は、エラーとして処理されます。
- (ウ) 住所地特例該当者の通知が年金保険者における特別徴収中止事由の発生と同時期に提出された場合（原簿上は特別徴収継続中）は、当該通知に基づき処理を行い、住所地特例該当者処理結果の通知に処理結果を収録します。
また、特別徴収結果の通知に中止情報を収録します。
- (エ) 年金保険者において市町村からの資格喪失等の通知に基づき資格喪失処理を行った後、市町村から住所地特例該当者の通知が提出された場合は、当該通知はエラーとして処理されます。
- (オ) 既に原簿において住所地特例該当である状態で、市町村から住所地特例該当者の通知が提出された場合は、当該通知はエラーとして処理されます。
また、原簿において住所地特例非該当である状態で、市町村から住所地特例該当者の通知（「各種区分」欄において「02：住所地特例該当解除」）が提出された場合についても、同様にエラーとして処理されます。

特別徴収各種異動処理結果の通知の「処理結果」欄の設定について

年金保険者は、市町村から通知された特別徴収各種異動の通知に対して、「処理結果」欄に次のコードを設定します。

ただし、「処理結果コード」が「50」「51」「52」の場合は、当該通知に係る処理が行えないことから、従前の原簿の状態を基に、引き続き特別徴収を行うこととなります。

したがって、当該被保険者については、次サイクル以降再度特別徴収各種異動の通知を提出していただく必要があります。

なお、仮徴収額変更の通知において「金額1」欄を「0円」と設定した場合は処理結果コードに「50（1レコード内単項目エラー）」を設定し特別徴収を中止します。

【「処理結果」欄の設定内容】

コード	内容
「00」	正常
「50」	1レコード内単項目エラー
「51」	相関エラー
「52」	原簿突合エラー

参考 各種通知の通知時期（現在の介護保険における通知時期）

通知の種類		サイクル	通知先	通知時期
特別徴収対象者の通知		年次	年保 経由 市町村	5月31日まで
特別徴収依頼の通知		年次	市町村 経由 年保	7月27日まで
特別徴収依頼処理結果の通知		年次	年保 経由 市町村	9月30日まで
特別徴収結果の通知		定期	年保 経由 市町村	年金の各定期支払月の翌月10日まで
特別徴収各種異動の通知	特別徴収追加依頼の通知	月次	市町村 経由 年保	10月、12月、2月、4月、6月の20日まで
	資格喪失等の通知	月次	市町村 経由 年保	毎月20日まで
	仮徴収額変更の通知	月次	市町村 経由 年保	4、5、6月の20日まで
	住所地特例該当者の通知	月次	市町村 経由 年保	毎月20日まで
特別徴収各種異動処理結果の通知	特別徴収追加候補者の通知	月次	年保 経由 市町村	8月、10月、12月、2月、4月の10日まで
	特別徴収追加依頼処理結果の通知	月次	年保 経由 市町村	12月、2月、4月、6月、8月の10日まで
	資格喪失等処理結果の通知	月次	年保 経由 市町村	毎月10日まで
	仮徴収額変更処理結果の通知	月次	年保 経由 市町村	6、7、8月の10日までに順次送付
	住所地特例該当者処理結果の通知	月次	年保 経由 市町村	毎月10日まで

通知先欄の「年保」は年金保険者、「経由」は経由機関のこと

（注1）

現在の介護保険における通知期日を記載したものであり、経由機関への通知の時期は別途定めることとなる予定である。

（注2）

通知日が行政機関の閉庁日の場合は、当該閉庁日の前日となります。

また、年金の定期支払月の翌月の特別徴収各種異動処理結果の通知については、特別徴収結果の通知と併せて通知します。